

新町まちづくり計画の変更（案）に関する意見募集要領

新町まちづくり計画の変更（案）について、パブリック・コメント手続きを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

新町まちづくり計画とは、旧早来町と旧追分町が合併した後の新町建設を1つのまちとして均衡あるものにするため、まちづくりの基本方針及び将来目標等を定め、その実現に向けた具体的な施策や事業を位置づけたもので、この計画を実現することによって、各地域の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新町全体の均衡ある発展を図ることを目的として策定されました。なお、当該計画で位置づけられる事業については、合併特例債という自治体にとって有利な起債措置が活用可能となります。

この度、当該計画の計画期間が令和2年度末をもって終期を迎えることから、引き続き安定した財政運営、並びに均衡ある発展を目的として計画期間の延長を行います。

つきましては、計画案に町民皆様のご意見を反映させ、より良いものにするため、以下のとおりご意見を募集します。

1. 意見募集の対象

新町まちづくり計画変更（案）

2. 公表する資料

- ①新町まちづくり計画変更（案）
- ②新町まちづくり計画変更（案）概要

3. 資料の閲覧方法等

- ①安平町役場のうち、下記において閲覧できます。
 - ・総合庁舎 政策推進課 政策推進グループ
 - ・総合支所 住民サービス課 住民サービスグループ
- ②安平町ホームページに掲載しています。
- ③その他：安平町ホームページをご覧になれない方については、下記までお問合せください。郵送などでお届けします。

4. 意見の提出方法及び場所

別添の提案書により提出してください。

提案書と同様の項目を記述している場合は、任意による書面でも構いません。

- ①持参：安平町役場のうち、下記へ提出願います。
 - ・総合庁舎 政策推進課 政策推進グループ
 - ・総合支所 住民サービス課 住民サービスグループ
- ②郵送：安平町役場 総合庁舎 政策推進課へ郵送してください。
- ③ファクシミリ：提案書を下記へ送信ください。
総合庁舎 政策推進課（0145-22-2026）
- ④電子メール：提案書を添付もしくはメール本文等によりメール送信ください。

5. 意見募集期間

令和2年11月20日（金）～令和2年12月10日（木） 17時15分まで。

- ①持参の場合：月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分
- ②郵送の場合：12月10日（木）付けの消印まで有効
- ③ファクシミリ、電子メールの場合：24時間受付（土日、祝日含む）

意見募集期間の締切日は、12月10日 17時15分まで。

6. 提案対象者

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。

- ①町内に居住又は通勤・通学している方
- ②町内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他団体

7. 意見集約による公表及び意見に対する応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等について、公表します。

- ①安平町役場のうち、下記において公表します。
 - ・総合庁舎 政策推進課 政策推進グループ
 - ・総合支所 住民サービス課 住民サービスグループ
- ②安平町ホームページに掲載します。

8. その他

- ①提案書については、提案について詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。
- ②募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリック・コメントの意見として取り扱わない場合があります。

9. お問い合わせ先

〒059-1595 安平町早来大町 95 番地
安平町役場 政策推進課 政策推進グループ
電話：0145-22-2751 FAX：0145-22-2026
E-mail：kikaku@town.abira.lg.jp